

鳥取県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県地方港湾審議会条例（昭和49年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>14人以内</u> で組織する。 2 略	(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>16人以内</u> で組織する。 2 略
(委員) 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1) 学識経験者 (2) 港湾関係者 (3) 関係行政機関の職員 2及び3 略	(委員) 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1) <u>県議会議員</u> (2) <u>関係市町村の長を代表する者</u> (3) 学識経験者 (4) 港湾関係者 (5) 関係行政機関の職員 (6) <u>県の職員</u> 2及び3 略
(会議) 第6条 略 2及び3 略 <u>4 第3条第1項第3号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。</u>	(会議) 第6条 略 2及び3 略 <u>(幹事)</u> 第7条 <u>審議会に、幹事若干人を置く。</u> 2 <u>幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。</u>

(雑則)
第7条 略

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務につ
いて委員及び臨時委員を補佐する。

(雑則)
第8条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。